

## 習志野市農業委員会総会議事録

令和7年第2回習志野市農業委員会総会は令和7年2月7日(木曜日)に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時30分

2. 委員の出欠席 16名中14名出席 欠席2名(網掛け)

(委員氏名)

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中墓 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	
会長 三代川 彦博	会長職務代理者 櫻井 茂雄	

3. 議事録署名人

5番 中墓 明                      6番 金子 光雄

4. 審議案件

議案第 1 号 地域計画に関する意見聴取について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6. 閉会時間 午前 10時35分

<p>議 長</p>	<p>みなさん、おはようございます。  本日もお集まりいただき、ありがとうございます。  定刻となりましたので、始めさせていただきます。  本日は、農業委員16名の内、14名の出席により、過半数に達しておりますので、本日の総会は、成立いたしました。  それでは、ただ今より、令和7年第2回習志野市農業委員会総会を開催いたします。  次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。  5番、中臺 明委員、6番、金子 光雄委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。  本日付議されました議案は1件、報告事項は2件であります。  それでは、早速議事に入ります。  議案第1号「地域計画に関する意見聴取について」を議事といたします。事務局より、議案第1号の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。皆様、本日もよろしくお願いいたします。  それでは、議長のご指示により、議案第1号について、議案説明をさせていただきます。  総会資料の1ページをお開きください。  議案第1号は、地域計画に関する意見聴取についてであります。  令和7年1月23日付けで、市長から農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画に関する意見聴取がありましたので、意見を求めるものです。  地域計画及び目標地図につきましては、令和5年4月に当該法律が改正されたことを受けて、市町村長が令和7年3月までに策定することが義務として法定化されました。  本市農政部局といたしましては、1番の経過に記載のとおり、地域計画の策定に向けて、認定農業者や精力的に営農されている方をお招きし、協議の場を開催してきたところであります。  農業委員会といたしましても、地域計画の策定の一助となるよう、耕作面積が1,000平方メートル以上である世帯及び所有者に対しまして、概ね10年後を見据えたご意向の調査を令和5年8月に実施したところであります。  この調査結果を反映した地図を目標地図の素案として取りまとめ、令和6年10月7日付けで、市長に対し提出いたしました。  これらを踏まえ、市として2ページ以降に添付いたしました計画案を</p>

事務局長	<p>本案として策定するため、意見聴取が求められましたので、ご審議を賜るものであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>議案説明ありがとうございました。 ここで、暫時休憩いたします。</p> <p>…… 暫時休憩……</p>
議 長	<p>それでは、休憩前に戻り、会議を開きます。 本日は、議案第1号の審議に当たり、私から市長に対し、説明員の出席を依頼しております。 ここで、皆様にお諮りいたします。 議案第1号について、担当職員からの説明を求めることについて、ご異議ありませんか、ありがとうございます。 ご異議なしと認めます。 それでは、事務局は産業振興課職員の入室を案内してください。 産業振興課職員が入室されるまで暫時休憩といたします。</p> <p>…… 産業振興課職員を案内 ……</p> <p>それでは、産業振興課職員が入室されましたので、休憩前に戻り、会議を開きます。 本日は、お忙しい中、ありがとうございます。 早速ではございますが、地域計画について改めて説明をお願いします。</p>
産業振興課長	<p>はい。みなさん、おはようございます。産業振興課長の 大竹 博和と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>説明に入ります前に、事前に配布させていただいた資料について、目標地図の素案②、素案③につきまして、表示箇所がずれておりましたので、差し替えをお願いいたします。</p> <p>また、誤った資料につきましては、お手数ですが、間違いが無いよう、斜線や大きくバツをお書きください。</p> <p>資料に誤りがありましたことについて、大変、申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、説明を始めさせていただきます。 本市では、平成28年度に将来の地域農業の方向性を示す計画である</p>

産業振興課長	<p>人・農地プラン」を策定し、地域農業における課題や方向性を農業関係者のみなさまと共有し、農業施策を進めてまいりました。</p> <p>このような中、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の改正により、「人・農地プラン」を引き継ぐ計画として「地域農業経営基盤強化促進計画」、いわゆる「地域計画」が法定化されたところであります。</p> <p>この「地域計画」は、将来の地域農業の方向性に加え、将来、誰が、どの農地を担っていくのかを地図上に示し、新たに策定することとされたものであります。</p> <p>このことを受けまして、本市では農業関係者との意見交換を通して、「地域計画」の策定に向けた取り組みを進めてまいりました。</p> <p>この度、本計画案がまとまりましたので、本計画案につきまして、習志野市農業委員会からのご意見を賜りたく、総会での意見の取りまとめをお願いしたところであります。</p> <p>それでは、地域計画案につきまして、農政係長より、ご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
農政係長	<p>農業委員のみなさまには協議の場など重ねてのご説明となりますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、資料2ページをご覧ください。</p> <p>計画の策定年月日は、今年度末の令和7年3月を目指して策定を行います。目標年度ですが、概ね10年とされていますので、令和17年としています。</p> <p>具体的な内容として1番目、地域における農業の将来の在り方についてです。</p> <p>(1)地域計画の区域については、区域内の農用地等面積 53.02 ヘクタールで具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農業振興地域のうち、農用地区域内の 34.94 ヘクタール</li> <li>②田の面積 2.08 ヘクタール</li> <li>③畑の面積 50.94 ヘクタール</li> <li>④規模縮小などの意向のある農地面積については、2.8 ヘクタール</li> <li>⑤今後、担う者が引き受ける意向のある面積 8.7 ヘクタールです。</li> </ul> <p>(2)地域農業の現状及び課題については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業者の高齢化や後継者不足で、遊休農地の増加が懸念される。</li> <li>② 野菜指定産地である春夏人参の生産量が年々減少している。</li> <li>③ 持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、担い手に農地を集積・集約するとともに、地域で取り組める作物や栽培方法を検討していく必要がある。</li> </ul>

農政係長

これらの課題は、11月22日に開催しました1回目の協議の場でいただきました意見を反映したものです。また、同じくグループワークでの意見を反映したのが、

(3)地域における農業の将来の在り方です。

- ①共撰、共販を継続しつつ、都市近郊という立地を活かし少量多品種栽培への移行を検討する。
- ②農地所有者情報の把握及び貸借制度を周知し、外部からの新規就農者や農福連携を活用するなど農業を担う者の確保を図る。
- ③新規就農者へのサポートを検討する。
- ④新たな高収益作物の導入を検討する。

続きまして、2番目として農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標です。

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針として

- ①農地中間管理事業を活用し、認定農業者、認定新規就農者及び意欲がある営農者等、希望があった担い手に集積・集約を図る。
- ②農地情報を周知することで、農地利用の活性化に繋げる。

今後は、農業を担う者として幅広く農業に関わる方についても対象となり、農業従事日数等、要件を満たしていれば、農業を担う者と位置付けができるようになっております。

(2)担い手に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率、7.7%に対し、将来の目標とする集積率を51%と設定しました。こちらは県の目標に合わせる形で設定しております。

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標です。

JA千葉みらい、農業委員会及び習志野市農政担当課等の関係機関が連携し、農地中間管理事業を活用しながら、農地を集積・集約していく。

農地の貸借は様々な機関が窓口となり、連携しながら手続きに繋げることが必要と考え記載しております。

次のページをご覧ください。

3番目として、農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置についてであります。

(1)農用地の集積、集団化の取組及び(2)農地中間管理機構の活用方法であります。

今後は、農地の貸借は農地中間管理事業が多くなることが予想されることから農地中間管理事業を活用し、希望があった担い手へ集積を図るとしてあります。

(3)基盤整備事業への取組です。

本市では農地の基盤整備事業を実施していないため、必要に応じて

農政係長	<p>検討するとしております。</p> <p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組です。 JA千葉みらい、農業委員会及び習志野市農政担当課等の関係機関が連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。 先ほどと同様に関係機関の連携について記載をしております。</p> <p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組です。 農作業の受委託については実績がないため、必要に応じて検討するとしてしました。 4番目として地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)です。 今回、意向調査を実施し、7経営体を目標地図に位置付けました。 目標地図をご覧ください。 ①は藤崎、鷺沼台地区からです。 藤崎に1経営体、鷺沼台に1経営体を位置付けております。 ②実籾本郷、実籾1、2丁目、屋敷地区をご覧ください。 実籾2丁目、実籾本郷に4経営体を位置付けております。 ③実籾3丁目地区をご覧ください。 3経営体を位置付けております。 ここで、地域計画の区域の考え方について説明します。 国が求める理想形は市街化調整区域全体としていますが、目標地図に位置付けると、農地転用等の際に事前に地域の協議が必要となるなどの課題があります。 本市では、皆様との協議を経た地域計画の区域は、目標地図に位置付けた農地、つまり、農業を担う者を位置付け、着色された範囲を地域計画の区域としております。 最後に今後の手続きですが、この後、素案についてご了承をいただきましたら、2週間、素案を市民の方に縦覧いたします。 時期は2月の中下旬を予定しております。縦覧を終えましたら3月中に公告を行い、地域計画を策定としたいと考えております。 来年度以降も今後も意向調査を行いながら、着色部分を増やしていきたいと考えております。 農業委員会のみなさまにおかれましても、引き続きご協力をいただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。 私からの説明は以上となります。</p>
議長	説明ありがとうございました。

議 長	<p>それでは、ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。 金子委員。</p>
金子委員	<p>はい。先程の課題の説明で農業者の高齢化について述べられておりましたが、昨今の資材をはじめとする物価の高騰や輸入野菜の増加などによる野菜価格の不安定な状況からもこの様な計画が達成できるかどうか不安になりますが、そのあたりの対策は何かありますか。</p>
議 長	<p>産業振興課。よろしく申し上げます。</p>
農政係長	<p>はい。 まず高齢化についてですが、非常に難しい問題だと考えております。 地域計画の中にも課題として、みなさんと共通認識を図り、地域の問題として行政が一方向的に決めるのではなく、行政と共に方向性を考えて進めていただければと思います。 その中で、グループワークの中でも意見がありました。新規就農者についてみなさんと力を入れていければと考えております。 次に物価高騰や野菜の価格についてですが、行政として、説明は難しいですが、情報としての共通認識として受け止めたいと思います。</p>
議 長	<p>はい。 他にご質問などありませんか。櫻井委員。</p>
櫻井委員	<p>はい。質問ではございません。 初めに今回、地域計画を国から示されている中で、各自治体で限られた時間の中で試行錯誤して作成している事については、担当者の方に感謝申し上げます。 このような中で、習志野市だけの問題ではありませんが、農業の高齢化で年々休耕地が増えていると思います。 資料2ページにもあるように区域内にある70歳以上の農業者面積18.46ヘクタールで、担い手が引き受ける意向面積が8.7ヘクタールとなっており大分開きがあると思います。 今後は、行政の担当者、農業委員会、JAみらいの皆さんとタイアップして新たな担い手を確保するよう努力していかねばと思います。 初年度としてこれだけ示して頂いたので、来年度以降も更に取り組みを進めて頂けるようお願いしたいと思います。</p>

議 長	何か答弁ありますか。
産業振興課長	はい。 ありがとうございます。引き続きですね、地域計画の見直しを行い、農業振興に努めてまいりますので、よろしくお願いします。
議 長	他にありませんか。中野委員。
中野委員	はい。 地域計画の提出が今年中という事で、習志野市でも大変だと思えますが、習志野市の主な耕作地域は、実籾と屋敷だと思えますよ。 前回は申し上げましたが、10年以降も耕作できるのは、限られると思います。現実的に70歳以上の方が多くいますのでね。 農業離れしないよう農業を続けていけるよう生産性を上げ、農業者を増やすため国がこの政策を行う事は、よく理解できます。 今、世の中は、自由ですので後継者として子供などに継がせる事は難しいですよ。 この地域計画は、新たな線引きをするわけですので、実籾もそうだと思いますが、屋敷において、農業者がいなくなって遊休農地が増えたとしたら将来不安ですよ。 ですので、もっと地域ごとに実情に合わせて地域計画の見直しを取組んでもらいたいので、そのあたりの意見を聞きたいですが。
議 長	はい。今は、何かと農業を続けて行くのは、後継者など様々な問題がある中で皆さん頑張っていると思います。産業振興課どうぞ。
農政係長	はい。遊休農地についてですが、我々も苦慮しているところですが、今すぐに答えを出せませんが、この地域計画をきっかけに解決に向けて進めて行ければと考えております。 今まで、市内だけで解決しようとしていましたが、これからは市外の就農者も含めて取組んで行ければと思います。 反対意見の方もいると思いますが、少しでも理解して頂ければと思います。 また、時間がないとの事ですが、地域からの要望等を含めて地域のみなさまの考え方に寄り添いながら進めて行ければ良いと思います。
議 長	はい。他にありませんか。

議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上を持ちまして、産業振興課による説明を終了いたします。産業振興課職員の方、説明ありがとうございました。</p> <p>事務局は、産業振興課職員の退室を案内してください。</p> <p>…… 事務局にて産業振興課職員を案内。 ……</p>
議 長	<p>休憩前に戻り、会議を開きます。それでは、議案第1号「地域計画に関する意見聴取について」審議いたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>他にご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>本日、この場において、市長に対する農業委員会としての意見をまとめたいと考えております。</p> <p>ただ今、皆様からいただいた様々なご意見や、これまでの地域計画に関する審議の中で、地域計画制度の周知や地域ごとの実情を踏まえた計画策定について、ご意見いただいたことを踏まえまして、事務局において案を作成して内容について審議したいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。これに、ご異議ありませんか。</p> <p>…… 異議なし。(複数の声) ……</p>
議 長	<p>ご異議無し、と認めます。</p> <p>それでは、意見書の案が完成するまで、暫時休憩といたします。</p> <p>…… 暫時休憩 ……</p>
議 長	<p>休憩前に戻り、会議を開きます。</p> <p>それでは、事務局より、意見書案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。</p> <p>先程、皆さまからいただいたご意見と過日より、ご審議していただいた過程の中でのご意見を踏まえまして、案として別紙のとおり作成させていただきました。</p> <p>意見の内容といたしましては、地域計画及び目標地図については、意義はありません。</p> <p>ただし、次年度以降、地域計画の見直しを行っていく際には、以下の事項について検討をお願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>1、農業者や農地所有者が、地域計画に対する理解を深めていけるよう、今後も周知方法などの方策を検討すること。</p> <p>2、地域計画の区域は、市内を1つとしているが、地域ごとに実情などに異なることから、地域ごとの実情を踏まえた計画となるよう検討すること。</p> <p>3、昨今の社会情勢を考慮し、今後を見据え、実現可能な計画とすること。</p> <p>4、農業者の高齢化や後継者不足の解消に向けた政策や計画を検討すること。</p> <p>以上の4つとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、意見書案につきまして、審議いたします。</p> <p>本案に対するご意見などありませんか。</p> <p>他にご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>ただ今配布いたしました意見書の案のとおり、市長に対し、農業委員会の意見書を提出することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成により、配付文書を意見書として提出することと決しました。</p> <p>事務局は、意見書を市長に対し、提出してください。</p> <p>以上で、付議されました議案の審議を終了いたします。</p> <p>次に、報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項 第7号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知ですが、事務局は、補足説明ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。特段ございません。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>質問等が無ければ、以上を持ちまして、令和7年第2回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>